

市県民税と所得税の申告書は、自分で作成し早めの提出を 申告受付期間 2月17日(月)～3月16日(月)

関 税務課 ☎651-6524

令和2年度の市県民税の申告と、令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の所得税の確定申告を、本庁舎、北部振興局、各支所で受け付けます。

各会場とも混雑が予想され、長時間お待ちいただくことがあります。申告者が集中した場合には、受付時間内でも受付を終了させていただきますのでご了承ください。

なお、所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます。申告会場で長時間待つことなく、自宅等で簡単に作成できますので、ぜひ活用してください。

申告会場では、申告する所得や控除の有無などを所定の受付確認票に記入してもらい、記入ができた人から受付を行います。申告の内容によっては、長浜税務署での申告が必要な場合があります。

所得税の申告が必要な人

- サラリーマンで、次のいずれかに該当する人
 - ① 給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人
 - ② 2か所以上から給与を受けている人
 - ③ 令和元年中の給与収入が2千万円を超える人
- 農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、令和元年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

市県民税の申告が必要な人

- 令和2年1月1日に市内に居住し、令和元年中に所得があった人
 - 国民健康保険に加入している人(収入が無くても申告が必要)
 - 遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人
- ※所得税の申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

◆申告受付内容

申告受付することができるものは、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関するものです。

※営業・不動産・配当・譲渡(株式会社含む)所得に関する申告・青色申告・雑損

控除(台風被害等)・住宅取得等特別控除についての相談は、長浜税務署でお願いします。

長浜税務署 ☎62-6144

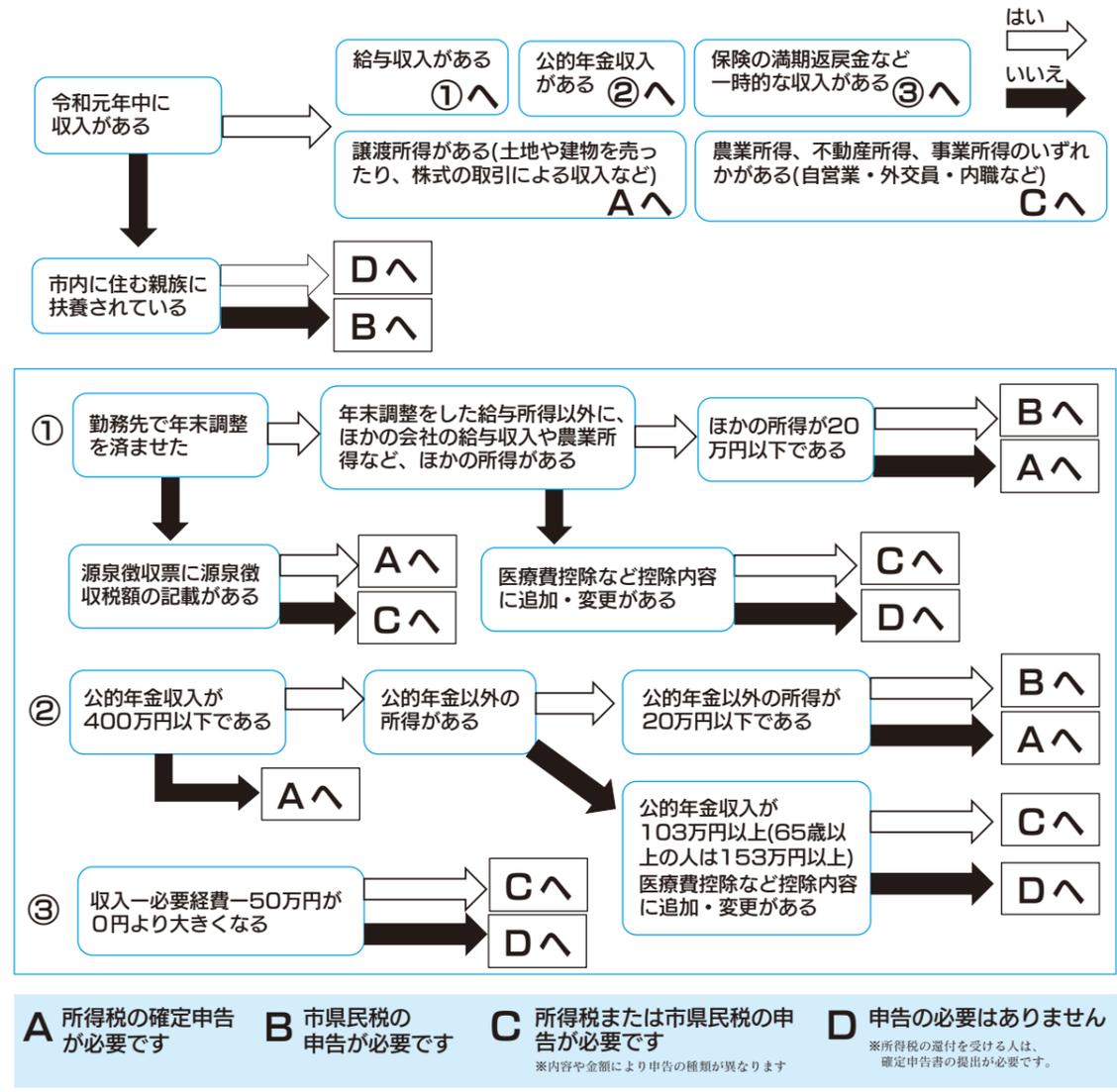
申告受付会場		申告受付日(土日を除く)	受付上限人数(人)
本庁	1階:多目的ルーム	2月17日(月)～3月16日(月)	60人
北部振興局	2階:第1・2会議室	2月17日(月)～3月16日(月)	60人
虎姫支所	1階:会議室	2月25日(火)・26日(水)	50人
びわ支所	2階:サークル活動室	2月27日(木)・28日(金)	50人
高月支所	3階:会議室	3月2日(月)・3日(火)	60人
浅井支所	3階:大会議室	3月4日(水)・5日(木)	60人
湖北支所	2階:会議室	3月6日(金)・9日(月)	50人
余呉支所	1階:会議室	3月10日(火)・11日(水)	40人
西浅井支所	2階:視聴覚室	3月12日(木)・13日(金)	40人

受付時間 8時30分～11時、13時～16時(土日、祝日は除きます)

※各会場とも初日は大変な混雑が予想されます。申告者が集中した場合は、受付時間内でも受付を終了させていただきます。※申告等の受付は、上記会場でのみ受け付けます。※申告会場へは、8時30分からお入りいただけます。施設が開いていないときは、お待ちいただく必要があります。

始めにチェック! 私は申告が必要ですか?

令和2年1月1日現在、市内に住所のある人が対象です。



◆申告に必要なもの

- ① 印鑑
 - ② マイナンバーカード、個人番号記載の住民票のうち1つ
 - ③ 本人確認書類(運転免許証など)
- ※マイナンバーカードをお持ちいただいた場合は必要ありません。

◆次に該当する人は持ち物を確認ください

- ① 令和元年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、1月下旬に市税務課が送付する「社会保険料確認書(申告用)」をお持ちください。
- ② 医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。令和元年中に支払われた医療費等の総額を必ず事前に計算し、「医療費控除の明細書」を作成してから申告にお越しください。明細書は、税務署や市役所税務課、北部振興局・各支所にあります。明細書がない場合は、申告会場で明細書を作成していただいた後、申告受付となります(作成されない場合は受付できません)。

- ⑦ 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得の分かる書類
 - ⑧ 生命保険などの各種支払証明書(原本)
 - ⑨ 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
 - ⑩ 還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)
- ※税務課または税務署から送付された書類、ハガキ等があれば、お持ちください。

◆市ホームページで市申告書が作成できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります。※医療費控除の明細書は、市ホームページ上の計算シートで作成することもできます。

